

令和4年5月31日招集

令和4年 第2回

十勝圏複合事務組合議会（臨時会）

十勝圏複合事務組合議会事務局

## 目 次

議案第6号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	-----	1
議案第7号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	-----	2
議案第8号	十勝圏複合事務組合教育委員会委員の任命について	-----	3
議案第9号	十勝圏複合事務組合公平委員会委員の選任について	-----	4

北海道市町村総合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のように変更する。

令和 4 年 5 月 31 日提出

十勝圏複合事務組合長職務代理者  
十勝圏複合事務組合副組合長 安 達 康 博

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合同規約（平成 31 年 2 月 22 日市町村第 1877 号指令）の一部を次のように変更する。

別表第 1 上川総合振興局（30）の項中「（30）」を「（31）」に改め、「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

別表第 2 の 9 の項中「上川広域滞納整理機構」の次に「、上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

（説 明）

北海道市町村総合事務組合同規約の変更の協議について、地方自治法第 290 条の規定により、議決を経ようとするものである。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

令和 4 年 5 月 31 日提出

十勝圏複合事務組合長職務代理者

十勝圏複合事務組合副組合長 安 達 康 博

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約（昭和 43 年 5 月 1 日地方第 722 号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「上川中部福祉事務組合」を加える。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

（説 明）

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の協議について、地方自治法第 290 条の規定により、議決を経ようとするものである。

十勝圏複合事務組合教育委員会委員の任命について

十勝圏複合事務組合教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

令和4年5月31日提出

十勝圏複合事務組合長職務代理者

十勝圏複合事務組合副組合長 安 達 康 博

広尾郡広尾町並木通東2丁目62

菅 原 康 博

(説 明)

教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を得ようとするものである。

十勝圏複合事務組合公平委員会委員の選任について

十勝圏複合事務組合公平委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求める。

令和4年5月31日提出

十勝圏複合事務組合長職務代理者  
十勝圏複合事務組合副組合長 安 達 康 博

帯広市西4条南1丁目18番地1  
岩 田 明 子

(説 明)

公平委員会委員の選任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、同意を得ようとするものである。